

「クラブに於ける NHK 受信契約について」

NHK とクラブの受信契約締結については通常、受信契約外交員のクラブ訪問により会社又は店舗責任者との交渉が行われて成約に至るようになっているものと思います。昨年度来 FIA と NHK の間では契約の仕方を巡って話し合う機会があり、NHK の「契約台数算出基準」「複数契約における割引」などについて判明した事項がありますので、下記に情報としてお伝えいたします。

尚、「受信契約は各企業と NHK 間で行われるもので、FIA は関知しない。」という点を両者間で確認しており、今回の協議が各社を制約するものではありません。

記

(1)契約は「各店個別」・「本社一括」の2通りあるが各社判断によります。

(2)契約に至るプロセスは NHK ではおおむね以下により行います。

事業所における TV 設置状況調査(実査がある場合と図面申告のみの場合がある)
契約数判定基準による契約台数算出

↓

地上契約(地上波のみ受信する TV)×台数×¥@

衛星契約(衛星放送受信可能の TV)×台数×¥@合計¥

(3)契約数判定基準

①フロア・エリアごと画面1方向につき1台契約。

②1つのエリアの1方向でも、通路によってブロック分けされている場合は1ブロックごとに1台契約。

③柱まわりやカーブ沿いなどに並ぶ場合は個別判断。

(4)料金の割引制度

①2契約目(2台目)以降は半額(平成21年2月から。)

(1台目は正規価格です。)

②衛星契約の単価は総契約台数により減額あり。

10~49台 50~99台 100台以上の3分類。

(月額▲200円)(月額▲230円)(月額▲300円)

(5)協議の NHK 側窓口営業局法人営業センター副部長 TEL 0354555245

(判断基準等疑義がある場合はこの窓口へご連絡下さい)

以上